

令和6年5月27日
事務連絡

関係府省庁 各位

公正取引委員会事務総局
取引部取引企画課
フリーランス取引適正化室
厚生労働省
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

フリーランス法施行前実態調査の実施について（協力依頼）

平素から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「本法」といいます。）の施行に向けた周知等に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日令和6年4月12日に開催いたしました「第3回フリーランス・事業者間取引適正化等に係る関係府省庁会議」で御案内いたしましたように、今般、公正取引委員会及び厚生労働省は、本法の施行に向けて、

- (1) 各業界における本法に係る理解の度合いを把握するとともに、本法上問題となる行為が多くみられる業種を把握する
- (2) 発注者・受注者が本法の規律に関しての自己点検を行うことにより、現在の取引実態等を確認し、本法施行後の取引の適正化等を促進する

ことなどを目的として、フリーランス取引の状況についての実態調査（以下「フリーランス法施行前実態調査」といいます。）を実施することといたしました。

つきましては、関係府省庁におかれましては、下記の進め方等に沿って、これまで本法に係る周知を行っていただいた周知先団体等に対して、別紙1及び別紙2を参考に、フリーランス法施行前実態調査に係る協力依頼文を送付いただき、同調査への協力を依頼していただきますよう、よろしくお願いいたします。

<問合せ先>

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
フリーランス取引適正化室
戸塚、鈴木、廣地、黒川
電話番号：03-3581-5479（直通）
メールアドレス：freelancesurvey2024@jftc.go.jp

記

1. フリーランス法施行前実態調査の進め方

- フリーランス法施行前実態調査への回答方法は、周知先団体等の会員等事業者が回答用URL（公正取引委員会のウェブページ）にアクセスして回答を行うものです。
- 公正取引委員会から、関係府省庁に対し、回答用URL等を記載した協力依頼文案（別紙1及び別紙2）を送付しますので、関係府省庁におかれては、この協力依頼文案（別紙1及び別紙2）を参考にして、添付の「周知先団体リスト」に記載されている各周知先団体等（各関係府省庁が周知を担当した団体等）に対して、同URLを記載した協力依頼文を送付いただくとともに、各周知先団体からその会員等事業者へ同調査への回答を依頼するよう、連絡してください。
- 各周知先団体等の会員等事業者から御回答いただいた内容は、公正取引委員会及び厚生労働省において集計等の取りまとめを行い、集計結果については、事業者名・事業者団体名が分からない形式で公表する場合があります。

2. フリーランス法施行前実態調査のスケジュール（予定）

令和6年5月27日	調査開始
〃 6月19日	調査回答期限
〃 6月下旬～ 8月上旬（予定）	回答結果の取りまとめ・公表